

医推第3536号
令和7年2月21日

公益社団法人岡山県鍼灸師会長 }
公益社団法人岡山県柔道整復師会長 } 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和7年2月18日付け、医政発0218第1号で厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/961578.html>